県章

山形県公報

令和２年10月９日（金）
第145号
毎週火・金曜日発行

目　　次

告　　示

○指定居宅サービス事業者の指定……（置賜総合支庁地域保健福祉課）…1017
○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……（　　同　　）…1018
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……（　　同　　）… 同
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……（　　同　　）… 同
○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……（県産米ブランド推進課）…1019
○地域登録検査機関の登録の更新……（　　同　　）… 同
○県営土地改良事業計画の変更……（村山総合支庁農村計画課）…1022
○土地改良区の定款変更の認可……（庄内総合支庁農村計画課）… 同
○県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……（　　同　　）… 同
○収用又は使用の手続が保留された土地の手続の開始……（県土利用政策課）…1023
○土砂災害警戒区域の指定の解除……（砂防・災害対策課）… 同
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除……（　　同　　）… 同
○土砂災害警戒区域の指定……（　　同　　）…1024
○同　　……（　　同　　）… 同
○土砂災害特別警戒区域の指定……（　　同　　）… 同

公　　告

○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……（建設企画課）…1025
○特定調達契約に係る落札者の公告……（教　育　庁）… 同

告　　示

山形県告示第697号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和２年10月９日

山形県知事　　吉　　村　　美　栄　子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ナウエルサポート	ナウエルサポートヘルパーステーション 米沢市松が岬二丁目１番19号	訪　問　介　護	令和 2.10. 1
株式会社ツクイ	ツクイ米沢金池　介護 米沢市金池五丁目４番５号	訪　問　介　護	同
株式会社ツクイ	ツクイ米沢金池 米沢市金池五丁目４番５号	訪問入浴介護	同

株式会社ツクイ	ツクイ米沢 米沢市栄町１番地４	通　所　介　護	同
株式会社ツクイ	ツクイ長井 長井市九野本268番地	通　所　介　護	同

山形県告示第698号

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条第２項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和２年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ツクイ	ツクイ米沢金池　介護 米沢市金池五丁目４番５号	訪　問　介　護	令和 2. 9.30
株式会社ツクイ	ツクイ米沢金池 米沢市金池五丁目４番５号	訪問入浴介護	同
株式会社ツクイ	ツクイ米沢 米沢市栄町１番地４	通　所　介　護	同
株式会社ツクイ	ツクイ長井 長井市九野本268番地	通　所　介　護	同

山形県告示第699号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和２年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目６番１号	ツクイ米沢金池　介護 米沢市金池五丁目４番５号	居　宅　介　護	令和 2.10. 1
株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目６番１号	ツクイ米沢金池　介護 米沢市金池五丁目４番５号	重度訪問介護	同

山形県告示第700号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第２項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和２年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目６番１号	ツクイ米沢金池　介護 米沢市金池五丁目４番５号	居　宅　介　護	令和 2. 9.30

株式会社ツクイ 神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目６番１号	ツクイ米沢金池　介護 米沢市金池五丁目４番５号	重度訪問介護	同

山形県告示第701号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第７項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和２年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

寺内農業協同組合

代表理事組合長　溝越　直樹

尾花沢市大字寺内1040

２　届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
寺内農業協同組合 代表理事組合長　溝越　芳弥 尾花沢市大字寺内1040	寺内農業協同組合 代表理事組合長　溝越　直樹 尾花沢市大字寺内1040	令和２年４月１日

山形県告示第702号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第３項において準用する同法第17条第２項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和２年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　(1) 登録年月日及び登録番号

令和２年９月12日

54

(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社本沢農産

代表取締役　今野　博允

山形市大字二位田1529－３

(3) 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米

(4) 登録の区分

品位等検査

(5) 農産物検査を行う区域

山形県

(6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏　名	住　所	農産物検査を行う農産物の種類	備　考
伊藤　幸治	山形市大字菅沢1242	玄米	国内産農産物に限る。
杉沼　俊一	山形市大字門伝1080	玄米	

２　(1) 登録年月日及び登録番号
令和２年９月12日
55
(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
山形県食糧株式会社
代表取締役　尾形　幸広
山形市流通センター一丁目12－４
(3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
(4) 登録の区分
品位等検査
(5) 農産物検査を行う区域
山形県
(6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏　　名	住　　所	農産物検査を行う農産物の種類	備　考
大嶋　　勝	山形市吉原三丁目４－30	玄米	国内産農産物に限る。
安部　　勝	東村山郡山辺町近江６－９	玄米	

３　(1) 登録年月日及び登録番号
令和２年９月12日
56
(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社オーガニックジャパン
代表取締役　髙橋　直樹
最上郡真室川町大字川ノ内1605－１
(3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
(4) 登録の区分
品位等検査
(5) 農産物検査を行う区域
山形県
(6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏　　名	住　　所	農産物検査を行う農産物の種類	備　考
髙橋　直樹	最上郡真室川町大字川ノ内1605－１	玄米	国内産農産物に限る。
梁瀬　浩幸	最上郡真室川町大字川ノ内1374	玄米	

４　(1) 登録年月日及び登録番号
令和２年９月14日
73
(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
農事組合法人エバーグリーン
理事　八鍬　孝弘
最上郡鮭川村大字川口字上大渕806

(3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
(4) 登録の区分
品位等検査
(5) 農産物検査を行う区域
山形県
(6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏　　名	住　　所	農産物検査を行う農産物の種類	備　考
山科　孝徳	最上郡鮭川村大字川口1513－３	玄米	国内産農産物に限る。
梅津　　亮	最上郡鮭川村大字川口2829－28	玄米	

5 (1) 登録年月日及び登録番号
令和２年９月24日
74
(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社西尾
代表取締役　西尾　正和
尾花沢市大字荻袋1326－10
(3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
(4) 登録の区分
品位等検査
(5) 農産物検査を行う区域
山形県
(6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏　　名	住　　所	農産物検査を行う農産物の種類	備　考
西尾　和生	尾花沢市大字荻袋1326－10	玄米	国内産農産物に限る。

6 (1) 登録年月日及び登録番号
令和２年９月25日
86
(2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社アイオイ
代表取締役　五十嵐　忠一
最上郡鮭川村大字庭月4595－１
(3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産もみ（飼料用もみ）
(4) 登録の区分
品位等検査
(5) 農産物検査を行う区域
山形県

(6) 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏　　名	住　　所	農産物検査を行う農産物の種類	備　考
五十嵐　まゆみ	最上郡鮭川村大字庭月2899－１	飼料用もみ	国内産農産物に限る。

山形県告示第703号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により定めた県営中田地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和２年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　縦覧に供する書類の名称
　県営中田地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））変更計画書の写し
２　縦覧に供する場所
　村山市役所
３　縦覧に供する期間
　令和２年10月19日から同年11月17日まで
４　その他
(1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
(2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができる。
(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第704号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和２年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　土地改良区の名称
　庄内赤川土地改良区
２　事務所の所在地
　鶴岡市馬場町７番35号
３　認可年月日
　令和２年９月30日

山形県告示第705号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和２年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

事　業　名	地　区　名	工事完了年月日
基幹水利施設ストックマネジメント事業	日　向　川　地　区	平成29年３月23日

水田畑地化基盤強化対策事業	京　田　栄　南　部　地　区	平成28年３月８日
水田畑地化基盤強化対策事業	鶴　岡　西　部　地　区	平成31年２月13日
水田畑地化基盤強化対策事業	鶴　岡　中　部　地　区	平成30年３月26日

山形県告示第706号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、同法第31条の規定に基づき収用又は使用の手続が保留されている土地について、次のとおり収用又は使用の手続を開始する旨の申立てがあった。

令和２年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　起業者の名称

国土交通大臣

２　事業の種類

高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事（酒田みなと～遊佐・山形県飽海郡遊佐町藤崎字日向台地内から同町宮田字長沼地内まで）及びこれに伴う一般国道改築工事

３　収用又は使用の手続が開始される土地

(1) 収用の手続が開始される土地

飽海郡遊佐町藤崎字簀垣下及び字下モ山、菅里字十里塚及び字菅野南山並びに宮田字長沼地内

(2) 使用の手続が開始される土地

飽海郡遊佐町藤崎字簀垣下及び字下モ山、菅里字十里塚及び字菅野南山並びに宮田字長沼地内

４　収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

遊佐町役場

山形県告示第707号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第６項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和２年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

解除する土砂災害警戒区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金井神北沢	別紙図面のとおり	土石流
梨木沢	別紙図面のとおり	土石流
山田入	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに長井市役所において縦覧に供する。

山形県告示第708号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第９条第８項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和２年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

解除する土砂災害特別警戒区域の名称	解除する区域及び法第９条第２項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金井神北沢	別紙図面のとおり	土石流
梨木沢	別紙図面のとおり	土石流
山田入	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに長井市役所において縦覧に供する。

山形県告示第709号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和２年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

山形県告示第710号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和２年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
金井神北沢	別紙図面のとおり	土石流
梨木沢	別紙図面のとおり	土石流
山田入	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部西置賜河川砂防課並びに長井市役所において縦覧に供する。

山形県告示第711号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第９条第１項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和２年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第９条第２項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥田	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

公　　告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第１条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和２年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
　山形県電子入札システム運用管理業務　一式
２　特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
　山形県県土整備部建設企画課システム開発担当　山形市松波二丁目８番１号　電話番号023(630)2175
３　随意契約の相手方を決定した日　令和２年９月24日
４　随意契約の相手方の名称及び所在地
　株式会社日立システムズ東北支社　宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番１号
５　随意契約に係る契約金額　9,807,028円
６　特定調達契約の相手方を決定した手続　随意契約
７　随意契約による理由
　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第２号該当

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第１条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和２年10月９日

山形県知事　吉　村　美　栄　子

１　落札に係る特定役務の名称及び数量
　山形県立学校無線ＬＡＮ整備業務　一式
２　特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
　山形県教育庁教育政策課教育情報化推進担当　山形市松波二丁目８番１号　電話番号023(630)2409
３　落札者を決定した日　令和２年８月31日
４　落札者の名称及び所在地
　東日本電信電話株式会社山形支店　山形市薬師町二丁目18番１号
５　落札金額　297,120,000円
６　特定調達契約の相手方を決定した手続　一般競争入札
７　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項の規定による公告を行った日
　令和２年７月21日

令和２年10月９日印刷　　発行所　山　形　県　庁
令和２年10月９日発行　　発行人　山　形　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。